

日出町
自治会活動保険
のご案内

☆☆☆自治会活動保険とは☆☆☆

私たちの住んでいる地域では、自治会の皆さんの協力のもと、清掃活動や青少年育成活動をはじめとする自治会活動が行われています。

自治会の活動にあたっては、十分な安全対策が必要なことはもちろんですが、不幸にして偶発的な事故が起こらないとも限りません。

この保険は、こうした活動中の不慮の事故に備えることで、町民の皆さんが安心して活動できるよう、ご用意しているものです。

☆☆☆なによりも事故の防止が大切！！☆☆☆

この保険は、万一の事故に備えてつくられたものです。一番大切なことは、事故を未然に防ぐことです。自治会活動をする場合は、次のことに十分注意してください。

- ☆ 事前にきちんと計画を立て、危険がないか十分チェックしましょう！
- ☆ 必要があれば、前もって下見などを行いましょ！
- ☆ 活動プログラム、スケジュールに無理はないか点検しましょ！
- ☆ 用具の点検、準備運動は十分に行いましょ！

(保険加入について)

この保険を利用するために、皆さんが前もって個々に加入の申込や登録の手続きをする必要はありません。

1. 補償の対象となる方（補償対象者）

- ① 日出町内の自治会長及び自治会会員
- ②自治会活動に参加している自治会会員以外の方（町外の方も対象）

2. 補償の対象となる活動

- ① 地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育活動などの自治会活動で、公益性のある活動（政治、宗教及び営利を目的とする活動を除きます。）

例）自治会の清掃活動でチェーンソーを使っていて指をけがした。

例）ごみの分別回収で仕訳作業中に転倒して膝を打撲した。

- ②町主催事業

町が主催・共催する社会体育事業、社会文化事業、社会福祉事業、社会奉仕事業ならびにこれらに類する事業

例）町民体育祭のリレーに参加中、転んで足を骨折した。

例）河川の環境美化作業中に鎌で右指に裂傷を負った。

3. 補償の対象となる事故

事故の種別には「傷害事故」「賠償責任事故」の2つの区分があります。

傷害事故：補償対象者が、自治会活動中に偶発的な事故によって怪我をしたり、死亡したりした場合に支払われます。

★支払われる費用の項目★

- ・ 死亡給付金・・・事故の日から180日以内にその怪我が原因で死亡したとき
- ・ 後遺障害給付金・・・事故の日から180日以内にその怪我が原因で後遺障害が生じたとき
- ・ 入院給付金・・・事故が原因で日常生活に支障の出る怪我を負い、入院して医師の治療を受けたとき
- ・ 通院給付金・・・事故が原因で日常生活に支障の出る怪我を負い、通院して医師の治療を受けたとき

賠償責任事故：補償対象者が、自治会活動中に第三者に怪我をさせたり、持ち物を壊したりした場合に支払われます。

★支払われる費用の項目★

- ・ 治療費、入院費、通院費、休業補償費、修理費、その他の損害賠償費
- ・ 裁判、調停、仲裁などの訴訟費用
- ・ 応急救助費や護送費用など、事故の後に、二次被害の発生を防止したり、軽減したりするために取った処置にかかった費用

4. 補償の対象にならない主な事故

〔傷害事故・賠償責任事故〕

- ・ 自殺、犯罪、けんかなど、故意の行為による事故
- ・ 戦争、変乱、暴動などによる事故
- ・ 地震、噴火、津波などの天災による事故

〔傷害事故の場合〕

- ・ 脳疾患、疾病、心神喪失など、本人の元々の病気や体調不良が原因で起こった事故
- ・ 細菌性食中毒、O-157 等による事故
- ・ 妊娠中における早産・流産や、他覚症状のないムチウチ症や腰痛
- ・ ロッククライミングやハングライダーなどの危険度の高い活動
- ・ 無資格運転・酒酔い運転などの違法な行為が原因で起こった事故
- ・ 大気汚染や水質汚濁など、環境汚染が原因で発生した傷害・・・など

〔賠償責任事故の場合〕

- ・ 活動場所として使用している施設や敷地の外での事故
- ・ 航空機、エレベーター又は自動車など、人力によらない乗物等の所有、使用または管理が原因で起こった事故
- ・ 動物が原因で起こった事故
- ・ 施設の建設や改築、修理などの工事の際に起こった事故
- ・ 加害者と被害者が同居する親族同士である場合の事故・・・など

5. 補償内容

補償の内容（限度額）は以下の通りです。

[傷害事故の限度額]

死亡給付金	1名につき	300万円
後遺障害給付金		
入院給付金	1日につき	2,000円
通院給付金	1日につき	1,000円

[賠償責任補償の限度額]

身体賠償（対人）	共通1事故につき	3,000万円
財物賠償（対物）		

※受託物賠償については、100万円が限度額になります。

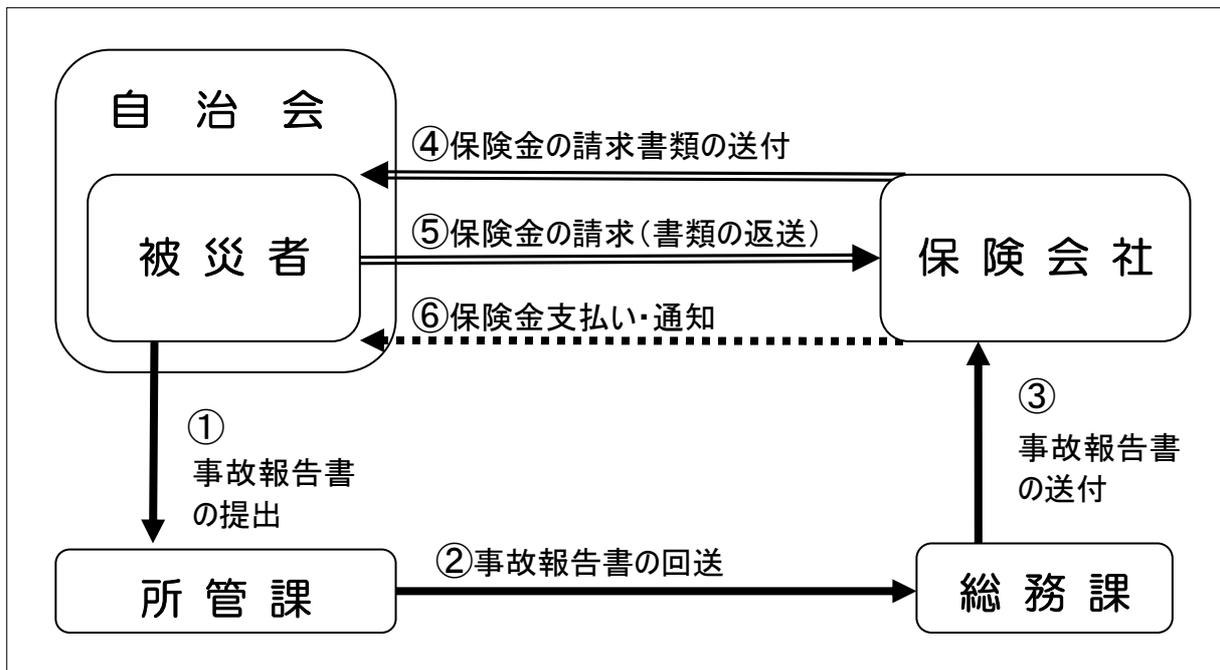
※身体賠償・財物賠償ともに自己負担は無しです。

6. 事故が起きた時の手続き

自治会活動中に万一事故が起きた場合は、すみやかにその活動や行事を実施した自治会の会長から町役場へ「事故報告書」を提出してください。町は報告書を審査し、事故が保険の要件を満たしていると判断した場合に保険会社へ事故を報告します。

保険金の請求は、治療費や賠償額が確定してからになります。保険会社から送られる請求書にご記入し、必要書類を添付の上、直接保険会社へ提出してください。保険会社の調査を経て、指定の口座に保険金が支払われます。

◎ 保険金請求の流れ（傷害事故）



※ 事故発生直後

- ① 所管課に事故を連絡し、事故報告書を提出する（あわせて自治会の活動内容・計画など、事故が自治会による自治会活動中に発生したことを証明できる資料の提出をお願いします場合があります。）。

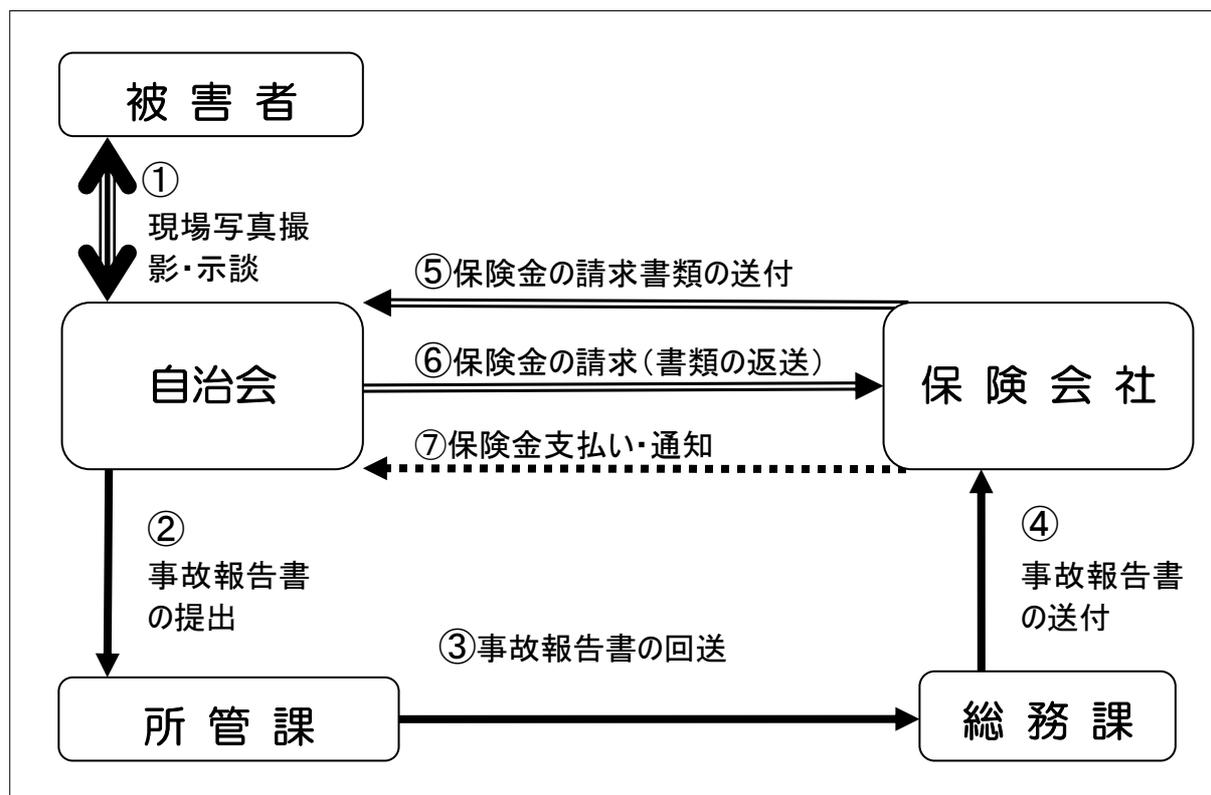
※報告書は、治療の完了を待たず事故後すぐに提出してください。

- ② 事故報告書の記載をチェックし、総務課に回送
- ③ 事故報告書の内容を審査後、事故証明書を添付し保険会社に送付

※ 治療終了後（お早めの手続きをお願いします。）

- ④ 保険会社が、被災者に保険金の請求に必要な書類を送付
- ⑤ 保険金請求書に領収書や保険会社に指示された書類（医師の診断書など）を添付し、保険会社に提出
- ⑥ 各種調査の終了後、保険金を支払う（被災者・総務課に支払通知書を送付）。

◎ 保険金請求の流れ（賠償責任事故）



※ 事故発生直後

- ①（物損の場合、現場の状況や被害がわかる写真を撮っておくこと）
 - ② 所管課に事故について連絡し、事故報告書・被害状況の写真・修理の見積書等を提出（あわせて自治会の活動計画など、事故が保険の対象であると証明できる資料の提出をお願いする場合があります。）。
 - ③ 事故報告書等の記載をチェックし、総務課に回送
 - ④ 事故報告書等を審査後、証明書を添付して保険会社に送付
 - ⑤ 保険会社が、自治会に保険金の請求に必要な書類を送付
- ※ 当事者間で示談を行う場合は、事前に保険会社の事故担当者と十分協議し、客観的かつ妥当な金額で示談を行ってください。事前に協議されずに示談された場合は、示談額の満額が補償されないことがあります。
- ⑥ 被害者との示談終了後、請求書様式に記入の上、示談書（承諾書）ほか必要書類を添付して保険会社に送付
 - ⑦ 各種調査が終了した後、保険金を支払う（賠償責任者・総務課に支払通知書を送付）。